Tax
Practice

税務プラクティス

当事務所は、複雑化・専門化する税務分野において、弁護士・税理士の最新の知識及び豊富な経験を最大限活用し、税務と法務の双方の観点から、クライアントの皆様に最良のサービスを提供するよう努めております。

森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

MHM税理士事務所
MHM TAX ADVISORY SERVICES

依頼者の事案に即した
最良のアドバイスの提供を目指して

当事務所の税務アドバイスは、当事務所の弁護士や税理士が参画している「MHM税理士事務所」と一体となって、様々なバックグラウンドを持つ弁護士と税理士が協働して、税務と法務の双方をカバーすることができる点を特色としております。その強みを活かして、国内外の複雑かつ多様なM&A取引・ファイナンス取引、グループ内再編に関するアドバイスのほか、税務調査対応、税務争訟等についての豊富な経験及び実績を有しております。

当事務所の税務プラクティスグループにおいては、以下のようなサービスを提供しています。

税務調査対応

税務調査においては、税務に関する様々な法律問題が論点となります。とりわけ、近時、M&A取引やファイナンス取引などの複雑な商取引や、クロスボーダー取引が増加していることから、税務調査においても、これらの取引の内容や契約書の条項の意義等を十分に理解した上で対応する必要性が増しています。

また、ここ十数年間で、それらの取引に関する重要な裁判例や裁決例、税法学の議論が積み重ねられてきています。課税処分もあくまで税法という法律の規定に従って行われるべきものである以上、不当な課税処分を受けないようにするためには、税務調査において、裁判所の判断や学説を前提とした説得的な法的主張を展開することが必要です。さらに、現在の裁判例及び学説によれば、課税関係は私法上の法律関係を前提として決定されるため、私法上の法律関係を正確に理解することが、税務調査対応の大前提となります。また、取引の内容によっては、業法との関係についても十分に配慮する必要があります。

問題となりやすい取引の類型

■ 新規性のある複雑な取引(M&A、組織再編、金融取引等)

» グループ内組織再編で繰越欠損金の活用などの節税効果を伴うもの

» 外国における組織再編等(外国法を準拠法とする合併等)の税法上の取扱いが問題になるもの

» 海外の事業体(パートナーシップ、信託、ユニットトラストなど)の日本の税法上の取扱いが問題になるもの

» 減価償却その他の損金等の取扱いにより節税効果を伴うもの

» 消費税の課税・非課税の判定が問題となるもの(決済サービスなど)

» 消費税の仕入税額控除の用途区分の判定が問題となるもの

■ クロスボーダー取引

» 外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)の適用が問題になるもの

» 消費税の内外判定、輸出免税の該当性等が問題になるもの

» 海外のグループ会社との取引が問題になるもの

» 海外法人への支払いに対する源泉徴収の要否が問題になるもの（クラウドサービス、ノウハウの提供を含むサービスなど）

» 恒久的施設(PE)の認定が問題になるもの

■ 裁判例の射程が問題になる事案

» 行為計算否認規定の適用の可否が問題となる事例(組織再編、グループ内取引)

» 匿名組合性の判定が問題となる事例

» 新株の有利発行が問題となる事例

■ 税法の適用の前提として私法上の法律関係の解釈や業法が問題になる事案

» 問屋・委託販売等、請負・委任の区別、知的財産権の帰属等

» 会社法の解釈が課税関係に影響するもの

» 業法(金融商品取引法、保険業法、割賦販売法、貸金業法等)の解釈が課税関係に影響するもの

Tax Practice

このような状況を踏まえ、企業における税務調査対応のあり方も見直しを迫られているといえます。特に、法律上の論点をはらむ税務調査(例えば、契約の仕組みや私法上の法律関係、裁判例・裁決例の射程等が問題となり得る事案)については、税法の知識・経験を有する弁護士と税理士が一体となったサポートを受けることが、よりよい解決に向けて重要となります。

また、税務調査は、事案によっては訴訟等の前哨戦という意味合いもあり、訴訟等も見据えた戦略的な対応が必要です。そのため、税務調査の初期段階から、弁護士も積極的に関与することが有益といえます。

当事務所では、上記のような税務調査の現状を踏まえ、税法に関する幅広い実務経験を有する弁護士と税理士が協働して税務調査のサポート業務を行っております。具体的には、訴訟等を見据えた戦略の立案、税務調査における調査官との法的議論・解決に向けた交渉、当局に対する法律意見書の提出など、様々な局面で弁護士と税理士の強みを活かしたアドバイスを行っております。

Tax
Practice

税務争訟

これまで税務訴訟といえば、「裁判で国と争ったとしても、勝つことは難しいのではないか」、「税務訴訟で争うと、税務当局との関係が悪化し、今後の税務調査の対応が難しくなるのではないか」などという印象から、税務調査等において税務当局の指摘に不服があったとしても、不服申立てや訴訟を提起するのを躊躇する、といった例が多かったと思われます。

しかし、近時、税法を専門とする弁護士が代理人となった税務争訟において、納税者が勝訴する例が増えてきています。また、会社の経営者にとっては、株主に対する説明責任という観点からも、税務当局の指摘を受け入れることについては慎重な判断が必要となります。

当事務所は、事務所創設以来、一貫して訴訟その他の紛争解決に関わる業務に中心的に取り組んでおり、税務争訟についても多くの経験を有しております。また、当事務所は、総合的なリーガルサービスを提供できる大規模事務所という特性を生かし、主に税法を取り扱う弁護士はもちろん、争点となった法分野(例えば、知的財産権、ファイナンス、M&Aなど)を取り扱う弁護士もチームに加わることで、日本でも有数の質の高い訴訟戦略を提供できる体制を整えていると自負しております。これらの特性を生かし、当事務所は、多くの税務訴訟において納税者を勝訴に導くなど、実績を積み重ねてきております。近年では、種類株式の税法上の時価が初めて争われた事件（サザビーリーグ創業家事件)や組織再編に関する否認事件において納税者勝訴を勝ち取っており、これらのような新規性のある巨額の否認事件に強みを有しております。

税務プランニング／税務アドバイス

新規の取引を開始する際には、事前に税務上のリスクを確認し、当該リスクを軽減しておくこと、また想定する税務上の効果が得られるようプランニングを尽くしておくことが重要といえます。特に、M&A取引や事業再生、ファイナンス取引の仕組みは近年ますます複雑化しているため、タックス・プランニングが不可欠といっても過言ではありません。

当事務所では、M&A、事業再生、ファイナンス等の取引を専門に取り扱う弁護士と税理士が密接に連携し、税務の観点から効率のよいストラクチャーを検討するとともに、税務上のリスクを軽減するためのプランニングを行い、これらの検討結果を適切に反映したドキュメンテーションを行うよう努めております。また、当事務所は、将来の税務調査に備えた事前の対応(議事録、契約書等の作成による証拠化など)や、新規性の

ある複雑な取引を行う場合の税務当局への事前相談（照会書の作成、税務当局への説明など）においても、様々なアドバイスを提供しております。

なお、近年、企業グループ内における資源の適正配分を目的として、グループ内で合併、分割、現物出資、現物分配、株式交換、株式移転といった組織再編を行う実例が増加していることを受けて、当事務所ではこれらのグループ内再編に関する税務上のアドバイスに特に力を入れております。

加えて、海外子会社の再編も視野に入れた場合には、外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）、外国子会社配当益金不算入制度、外国税額控除、移転価格税制、コーポレートインバージョン対策税制、過少資本税制といった国内税法のほか、租税条約の適用についても十分な検討が必要となります。その際には、新しい国際課税のルールに関する最新の動向も踏まえてプランニングを行う必要があります。

当事務所は、複雑なM&A、グループ内再編、事業再生及び国際課税の検討実績を多数有しており、法務のみならず、税務の観点からも最適なストラクチャーを提案することが可能であると自負しております。

その他、当事務所は、相続税や贈与税が絡むウェルス・マネジメント及び事業承継の分野においても、豊富なプランニング実績を有しております。

Tax
Practice

税務デューディリジェンス／税務申告業務

M&A取引においては、一般的に、対象企業が負う税務リスクの範囲や程度を事前に調査する税務デューディリジェンスが行われます。また、近時、日本も含めた世界各国の税務当局は、企業による税務コンプライアンス体制の構築を求めており、企業は、まず、自社にいかなる税務リスクが存在するのかを評価し、分析する必要があります。

MHM税理士事務所は、税務申告書のレビュー、過去の重要な取引の税務リスク分析、社内規定の分析等を行い、税務リスクの評価・分析をいたします。

また、MHM税理士事務所においては、各種税務申告業務に対応することが可能です。

Tax
Practice

税務プラクティスに関する実績

近年、当事務所の弁護士が手掛けた税務案件の一部をご紹介いたします。

税務プランニング／税務アドバイス

<M&A>

- M&A、合弁等のストラクチャーに関する税務アドバイス
- M&A、合弁等のドキュメンテーション(株式譲渡契約書等)に関する税務アドバイス

<グループ内再編>

- 外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)に関するアドバイス
- グループ内再編(グループ通算制度を採用している会社を含む)における
  ストラクチャーに関する税務アドバイス
- クロスボーダーの三角合併に関する税務アドバイス、当局への相談対応
- クロスボーダーの組織再編成におけるストラクチャーに関する税務アドバイス
- 本社の海外移転に関するアドバイス
- 海外の事業体(パートナーシップ、信託、ユニットトラストなど)の日本の税法上の取扱いに関するアドバイス・意見書作成
- 海外法人の日本進出や日本支店の法人化に関する税務アドバイス・契約書等作成

<ファイナンス取引>

- 航空機や船舶等のリース・ファイナンス取引に関するアドバイス
- 各種開示書類における課税関係に係る記載の検討
- 新株予約権の課税に関するアドバイス・意見書作成
- 保険商品に関する意見書作成
- ハイブリッド証券の性質に関する税務アドバイス
- 海外不動産投資ストラクチャーに関する意見書作成

<一般税務相談>

- 海外子会社への経営指導に関する税務アドバイス
- クロスボーダーの業務委託契約書(出向)の解釈に関する税務アドバイス
- ストックオプション契約の解釈に関する税務アドバイス
- グループ子会社に対する債権放棄に関する意見書作成、当局への相談対応
- 金融商品に関する当局への相談対応
- 外国投資信託の日本における課税関係に関する当局への相談対応
- 海外からの物品の輸入に係る消費税、関税に関する税務アドバイス・当局対応
- 源泉徴収漏れ事案の事後対応

Tax
Practice

税務調査案件

- クロスボーダーの金融取引に関する私法上の法律関係
- クロスボーダーのグループ内再編に係る課税関係
- 海外子会社による有利発行の課税関係
- 業務委託契約に関する消費税
- 租税条約の適用時期
- 組織再編に伴う債権放棄
- 所得税法上の所得区分(給与所得と事業所得、給与所得と退職所得等)
- 株式の帰属
- 海外子会社に対する出向負担金
- 税務調査における質問検査権の範囲
- クロスボーダーのグループ間取引に関する意見書作成
- 所得税法上の所得区分(給与所得と事業所得、給与所得と退職所得等)に関する意見書作成
- 相続税・贈与税事案
- 海外のキャプティブ保険子会社に対する外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)の適用

税務争訟案件

- 任意組合の課税関係に関する税務訴訟(航空機リース事件)
- プログラム著作権の帰属に関する税務訴訟
- 外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)に関する税務訴訟
- 国外関連者寄附金に関する税務訴訟
- 不動産の譲渡に対する租税特別措置法の適用に関する税務訴訟
- 減価償却資産に関する税務訴訟
- グループ内再編に関する税務訴訟
- 組織再編成に係る行為計算否認規定が発動された事案に関する税務訴訟
- 債務免除の所得区分に関する税務訴訟
- 会計と税法の関係が問題となった事案に関する税務訴訟
- 株式譲渡に関する訴訟上の和解に基づき受領した解決金の税務上の取扱いが問題となった事案に関する税務訴訟
- 居住用収益不動産の購入に関して消費税の仕入税額控除の用途区分の判定が問題となった事案に関する税務訴訟
- 組織再編取引により移転した事業等の税法上の時価が問題となった事案に関する税務訴訟

Tax
Practice

- 不動産取引が仮装取引にあたるとして否認された事案に関する審査請求
- 地方税に関する異議申立て
- 連結納税に関する審査請求
- 相続税事案に関する審査請求
- 種類株式の税法上の時価が問題となった事案に関する審査請求（サザビーリーグ創業家事件）
- 組織再編成に係る行為計算否認規定が発動された事案に関する審査請求

Awards and Rankings

本プラクティスまたはプラクティスグループの弁護士が、受賞もしくはランキングされたものの一部をご紹介いたします。

Chambers Asia Pacific 2024

Tax分野でBand1にランキングされ、以下の弁護士が高い評価を得ております。

Tax

Band 1

大石　篤史

Band 3

酒井　　真

栗原　宏幸

Up and Coming

小山　　浩

The Legal 500 Asia Pacific 2024

Tax分野でTier1にランキングされ、以下の弁護士が高い評価を得ております。

Tax

Hall of Fame

大石　篤史

Leading Individuals

酒井　　真

Next Generation Partners

小山　　浩

栗原　宏幸

Chambersとは:世界中の法律事務所と弁護士について、クライアント等からの聞き取り調査や案件の内容を基に評価をするChambers & Partnersによるランキング調査。International In-house Counsel誌が2万人を超える企業内法律家を対象に実施した調査において、51%がChambers & Partnersを法律事務所又は弁護士の評価を調べる際に最も使用すると回答している。

asialaw 2023-24

当事務所は、asialaw2023-24にてOutstanding firmとして紹介され、
Tax分野を含む21の分野と21の業種で高い評価を得ました。
さらに、Tax分野においては、以下の弁護士がDistinguished practitionerに選ばれました。

大石 篤史

ALB Japan Law Awards

トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌であるALB(Asian Legal Business)によるALB Japan Law Awardsにおいて、当事務所は、2016年から4年連続でTax and Trusts Law Firm of the Yearを受賞し、さらに2021年にも同カテゴリーにて受賞しました。

The 2024 edition of The Best Lawyers in Japan™

本プラクティスに所属する以下の弁護士を含む、152名の弁護士が各分野のThe Best Lawyers in Japan™に、55名の弁護士がBest Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選ばれました。

Best Lawyers
Tax Law

金丸 和弘、大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸

Litigation

金丸 和弘、信國 篤慶

Corporate and Mergers and Acquisitions Law

大石 篤史、信國 篤慶、小島 義博

Ones to Watch
Tax Law

山川 佳子

Corporate and Mergers and Acquisitions Law

髙橋 悠、飯島 隆博

Capital Markets Law

坂東 慶一

森・濱田松本法律事務所　広報
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com

©2024 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.